

不適正な事務処理の内容

(1) 宿泊利用助成に関する不適正な事務処理

ア 宿泊利用助成等の架空申請 (別添資料 1-(1)-ア)

(概要)

支配人の指示によって、平成 26 年 12 月分～平成 30 年 5 月分に渡り、シーサイド伊良湖利用助成及びウィークデイ対策補助等架空申請が行われました。

この結果、財源率によって賄われる保健経理の利用助成金及びウィークデイ対策補助金を、宿泊経理へ累計で 2,707 人分、11,952,980 円支出していました。

利用助成架空申請の方法については、空いている客室(特に人気のない喫煙室)に、シーサイド伊良湖職員及びその家族の予約を入れ、実際に宿泊していないにも関わらず、利用助成、ウィークデイ助成申請を行って宿泊を偽装していました。

(発覚の経緯)

平成 30 年 6 月 15 日、福祉課より、事務局のシーサイド伊良湖宿泊件数が、2 カ月で 300 件を超え、5 月は豊橋市よりも多い状況という報告がありました。利用助成券を確認したところ、筆跡が同じことと、8 人全員が同日に宿泊していることから、総務課で宿日直手当の支給を確認し、宿日直手当が支給されている日についても利用助成は行われている事実が発覚したため、シーサイド伊良湖支配人にこの事実を伝え、どちらが誤っているのかを確認して報告するように依頼したところ、事務処理誤りによる宿日直手当との重複ではなく、架空申請がなされていたことが発覚しました。

(当該事案による影響)

- (イ) 誤った利用者数、収支状況を元データとしたことで、福祉事業委員会によるシーサイド伊良湖のあり方の検討(存廃の有無、時期)に影響を及ぼした可能性があります。
- (ロ) 保健事業(福利厚生)から宿泊事業へ本来払われるべきでない利用費助成が払われており、保健事業の収支にも影響を及ぼしています。その結果、少なからず保健事業の財源率の算定にも影響を及ぼした不適正な掛金及び負担金となっています。
- (ハ) 架空で宿泊した中で、実際には宿泊していないにもかかわらず、自己負担分として職員自ら利用料金を払っているケースがあります。

(例) 職員本人と被扶養者でない配偶者が宿泊した場合

1泊素泊り 利用料金 4,590円/人×2人=9,180円①

助成額 3,500円(宿泊利用助成)×2人

+2,000円(ウィークデイ助成)=9,000円②

本人自己負担分①-②=180円

(二) 組合員及び年金受給者からの共済組合への信用が著しく低下します。また、総務省及び県に対しても各経理の予算、決算書の提出や監査を受けており、それら組織からの共済組合への信用も著しく低下します。また、連合会へも各経理の予算、決算書の提出や監査を受けており同様です。

(当該事案による実影響額)

(イ) 保健経理⇒宿泊経理 11,952,980円

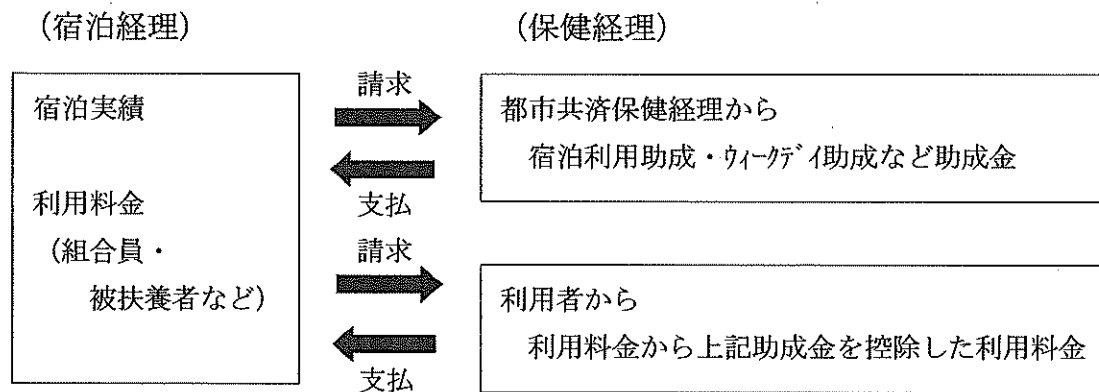
(26年度から30年度まで2,707泊)

(ロ) 架空申請に伴う職員自己負担分⇒宿泊経理 62,640円

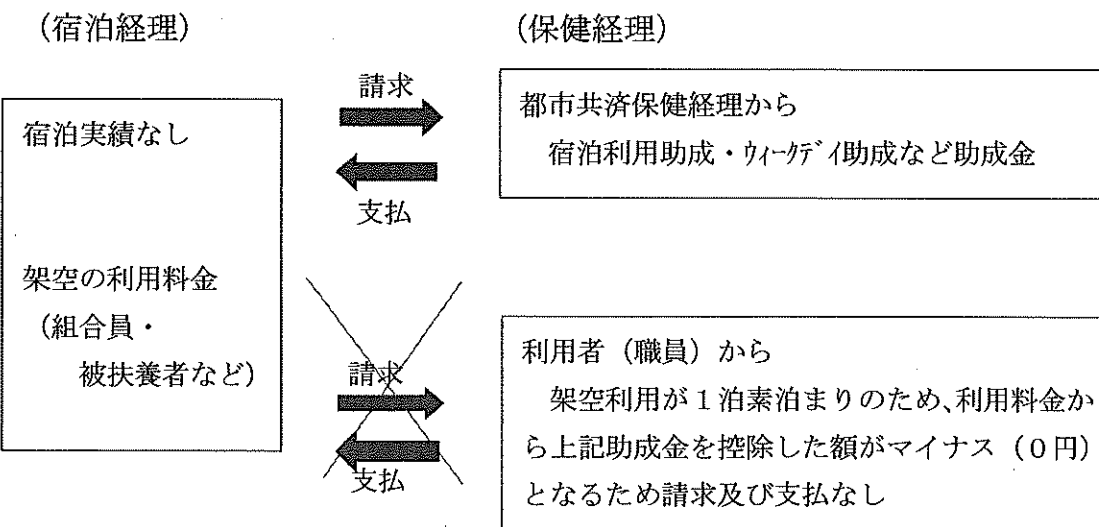
(26年度から30年度まで348泊)

【利用料金の収受のあり方】

本来のケース



今回のケース



(措置状況)

- ・ 保健経理から宿泊経理へ 11,952,980 円 (26～30 年度分) を移転済
- ・ 架空申請に伴う職員自己負担分 62,640 円 (26～30 年度分) を本人に返還済

イ 他の共済組合等への宿泊利用助成の水増し請求 (別添資料 1-(1)-イ)

(概要)

平成 23 年 5 月～平成 30 年 3 月の間で宿泊利用助成の合計額が、宿泊利用者に請求すべき金額を超過した場合、その超過した金額を「その他雑収入」として架空計上し、宿泊利用者への請求・領収書にも超過分を上乗せして記載をし、宿泊利用助成をしている各団体に利用助成額を減額することなく契約上の宿泊利用助成額に基づき請求したものが 130 件 101,770 円ありました。

(具体的内容)

当組合加入者には、保養所利用助成及びウィークデイ助成等、また構成団体によっては互助会の宿泊利用助成、株式会社ベネフィット・ワンなどの福利厚生事業による補助を受けることができます。また、当組合加入者以外の利用者につきましても、加入している共済組合の宿泊利用助成、また、株式会社ベネフィット・ワンなどの福利厚生事業による補助が様々な組み合わせによって受けることができる仕組みになっています。この各種の宿泊利用助成の合計額が、宿泊利用者に請求すべき金額を超過した場合、その超過した金額を「その他雑収入」として架空計上し、宿泊利用者への請求・領収書にも超過分を上乗せして記載をし、宿泊利用助成をしている各団体に利用助成額を減額することなく契約上の宿泊利用助成額に基づき請求を行っていたことが判明しました。

宿泊利用者は、宿泊利用の助成額が超過した場合は自己負担が発生しないことから、宿泊利用者には超過した分は「その他雑収入」として請求・領収書に記載させていただく経理処理の説明を行っていました。

その理由については、平成 21 年度までは、利用料金が利用助成額を下回るような場合には、売店商品の購入してもらうことで、利用料金が必ず上回るようにしていましたが、平成 22 年度から利用助成で売店商品を買ってもらうのは利用助成の本来の主旨ではないとの判断から、経営改善担当の指示で、その取扱いを止めました。

そのため、平成 22 年度以降、利用料金が利用助成額を下回るような場合が生じましたが、助成額の超過分を「その他雑収入」で受け入れしようと伊良湖の事務担当者 3 人で話し合い、フロアマネージャーが最終的に判断しました。事務担当者 3 人のうち 2 人は、フロアマネージャーも含め、平成 22 年 5 月に新たに調理部門、応接部門から人事異動してきましたが、経理事務を始めとした事務のあるべき姿をしっかりと理解しないまま、かつ、上司等に相談することなく判断し、決裁もとっていませんでした。

また、ウィークデイ助成、交通費は、利用料金が利用助成額を下回るような

場合にはその差分は請求しない旨、経営改善担当から指示を受けていましたが、それ以外の助成については指示を受けていなかったため、その差分も請求するものと勝手に判断していました。「その他雑収入」で受け入れたのは、他にじっくりくる受入科目がなかったためです。

(発覚の経緯)

宿泊利用助成等の架空申請から、愛知県総務部市町村課の指導によりまして、経理事務等の確認をしている中、シーサイド伊良湖支配人から、本事案について説明を受け、内容を確認のうえ、愛知県総務部市町村課にご報告いたしました。

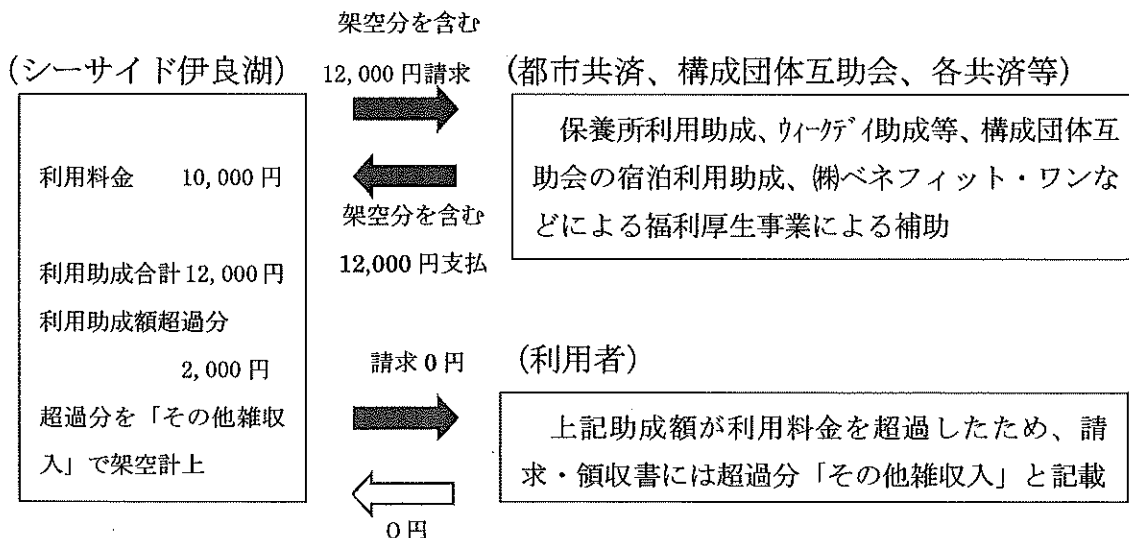
(当該事案による影響)

(イ) 平成 21 年度以前は、助成額が超過した場合、宿泊者に売店商品を購入してもらい、売店売上を計上して超過しないようにしていましたが、平成 22 年 4 月 1 日以降は、売店売上での計上を是正しました。平成 23 年度以前は一部書類を廃棄してしまったため、現存している請求書・領収書から調査を行った結果では、請求・領収金額を超過した金額は、埼玉縣市町村職員共済組合に 1 件 80 円を過大に請求し、支払を受けていました。また、愛知縣市町村職員共済組合に 41 件 61,390 円を過大に請求し、支払を受けていました。当共済組合が 88 件 40,300 円でした。平成 25 年 12 月 31 日までの件数が突出している理由としては、平成 26 年 1 月 1 日に料金改定を行うまで、一泊素泊まりの利用料金が 3,460 円と安価であり、素泊まり利用をされた場合に利用助成額を超過し、このような不適正な処理をした件数が多くなりました。合計で 130 件、101,770 円になっています。

(ロ) 利用料金を超過する利用助成金を請求したことに係る違法性があります。

(ハ) 利用助成額を減額して請求をしなければいけないという考えがなく安易に「その他雑収入」で帳じりを合わせていることは、本質的な信頼関係を損ない、所属所、利用者等からの信用を失うこととなります。

【利用助成収受の流れ (具体例)】



(措置状況)

- ・ 速やかに関係団体へ連絡し、返還等を実施。

ウ 特定の組合員による宿泊助成の乱用

(概要)

1ヶ月の間に10泊以上の宿泊を2回、年間で数十日の宿泊をほぼ自己負担なしで行っている組合員がいました。

(発覚の経緯)

既にご報告いたしました宿泊利用助成等の架空申請(1(1)ア)から、愛知県総務部市町村課の指導によりまして、日次帳票の売上入金プルーフリストの内容を確認している際、複数日の宿泊をしているにも関わらず、自己負担金額が発生していない、または極めて少額であったことから判明いたしました。

エ 実際の宿泊人数を超えた宿泊助成等の請求(別添資料 1-(1)-エ)

(概要)

平成22年8月～平成27年5月の間で予約時からキャンセル等によって利用助成券に記載されている人数が減ったにもかかわらず、実際に宿泊した人数とは異なったままの利用助成券合計額を控除し、各団体に請求したものが12件43,000円ありました。

(発覚の経緯)

既にご報告いたしました宿泊利用助成等の架空申請(1(1)ア)から、愛知県総務部市町村課の指導によりまして、経理事務等の確認をしている中、日次帳票の売上入金プルーフリストの内容から判明いたしました。

(当該事案による影響)

平成22年度以前は一部書類を廃棄してしまったため、現存している請求書・領収書から調査を行った結果では、宿泊者に返還請求をしなければいけなかった事案が、12件43,000円あり、正しい請求・領収を行っていませんでした。

(措置状況)

- ・ 速やかに請求が必要な宿泊者へ連絡し、請求(12件43,000円)

(2) 支配人の公用車・旅費に関する不適正な事務処理

ア 支配人専用の公用車の貸与

(概要)

支配人は、平成26年4月から事務局での課長職と兼務して支配人に就任しましたが、平成29年3月末の定年退職によって、同年4月から嘱託職員として支配人に就任し、勤務地が名古屋市から田原市のシーサイド伊良湖に変更になりました。その際、広報活動を機敏にしてもらうことを目的に、支配人の通勤を含めた専用の公用車を貸与していましたが、住民等の理解を得られがたい

不適切なものでありました。

(発覚の経緯)

今回の臨時監査の指摘によりまして、平成 29 年 4 月以降の運転記録簿の整理がされていなかったことが判明しました。組合として私的な利用がされていないか、出張記録や出勤記録などから距離の換算をした結果、リース点検時に確認している走行距離と整合性を見ることができましたので、公務外の利用はないと判断しました。

イ 支配人の旅費の不正受給（別添資料 1－（2）－イ）

(概要)

平成 26 年 4 月から、事務局の課長職に加え、シーサイド伊良湖の支配人を兼務するようになりました。旅行命令の多くでは、それぞれ日帰りで毎週金曜日に行うスタッフミーティングに参加し、翌土曜日に支配人事務を行うとしていました。また、月に一度の試食会への参加、支配人として講習会等の参加のために出張しており、それぞれ連続して日帰りの旅行命令をしている場合もありました。これらにつきまして、平成 26 年 4 月から連続する旅行命令日には保養所利用助成及びウィークデイ助成を使用して宿泊していることが平成 27 年 11 月に判明しました。支配人に聞き取りをしたところ、「スタッフミーティング後に、改善を要することなどの確認業務を行っていたことや支配人事務を行っていたことで時間を要したため、業務終了後に利用助成等を利用して宿泊していた。日帰りの旅行命令であることは承知していたが、宿泊費を含む旅費よりも、共済組合が負担する金額が安価になると考えていた。」とのことでした。平成 27 年 12 月以降につきましては、宿泊を必要とする用務については、その旨の承認を事前に受け、旅行命令をすることに是正をしています。

また、平成 29 年 4 月から平成 30 年 9 月までの間で、自治センターでの会議、打合せ、事務作業等の旅行の申告、命令の中で、公共交通機関を利用する届出がされているにもかかわらず、公用車を利用していました。事実確認としましては、旅行日に名古屋首都高速を利用した領収書が複数枚ありました。また、ICカードの履歴から、平成 30 年 3 月 6 日から平成 30 年 10 月 15 日までの約 7 か月間で、公共交通機関を利用した日にちが判明し、旅行日と突合をした結果、公共交通機関を利用していない出張については、公用車を利用していたと断定しました。支配人は、公用車を利用した場合に旅費は支給されないことを承知しており、「まったく、公共交通機関で申告していることを意識していなかった。旅費を受け取った時に、明細をよく見ておらず、公用車を利用した分の交通費が含まれていることに気づいていなかった。」と述べています。公共交通機関を利用する旅行の申告をしたにもかかわらず、公用車を利用していた件数は、公共交通機関を利用した事実が判明しているもの以外を公用車の利用とし、50 件、56,000 円になります。

なお、公用車を利用した場合、地下駐車場に駐車すると、守衛から駐車カー

ドを受け取り、用務先での押印が必要になりますが、支配人自ら組合のゴム印をカードに押印して提出をしていたと申告しています。

(発覚の経緯)

既にご報告いたしました宿泊利用助成等の架空申請（1（1）ア）から、愛知県総務部市町村課の指導によりまして、事務内容等の確認をしている中、公用車の運転記録簿が記録されていない指摘を受け、事務局でリース点検時に確認している走行距離と、出勤日、出張の客観的な事実のみを積み上げた走行距離を比較した結果、大きく乖離していましたので、公務外の私的な利用を疑いましたが、記録が何も残っていませんでした。支配人に対し、聞き取りをしたところ、公務外の私的な利用はしていないという申告と同時に、名古屋へ出張の際に公用車を利用した事実の申し出があり、名古屋へ出張した走行距離を考慮し距離の換算をした結果、リース点検時に確認している走行距離と、整合性を見ることができましたので、公務外の利用はないと判断します。併せて、旅費について確認したところ、旅行命令は、公共交通機関で申告されており、公用車を利用した分につきましては、不正に旅費を受給していたことが判明しました。

(当該事案による影響)

(イ) 平成26年4月から平成27年11月までの旅費については、もともとは日帰り命令していましたが、宿泊していたことによって超過した交通費分109件、483,960円の旅費を返還請求します。

(ロ) 平成29年4月以降支給の旅費については、確実に公共交通機関を利用したもの以外を公用車利用した分とし、受給した50件、56,000円の旅費は返還請求します。

(措置状況)

- ・ 公用車の貸与制度を廃止済
- ・ 本人から539,960円（26年4月～27年11月分、29年4月～30年8月分）を全額返還済

(3) 宿泊事業に関する不適正な事務処理

ア 架空の売上げを計上することによる領収誤りの隠ぺい

(別添資料 1-(3)-ア)

(概要)

平成25年2月～平成28年5月の間で宿泊者から誤った金額で領収した場合に、宿泊者に請求・還付を行わず、架空の売上げを計上して領収誤りを隠ぺいしていました。宿泊予約者の登録を料金の違う誤ったプランで行い、そのまま請求・領収をしてしまいましたが、その後に宿泊プランの内訳の操作を行い、その差額を「その他雑収入等」によって調整するという処理をしていました。

その結果、領収誤りによる不足分が4件3,510円、返還分が5件2,350円ありました。

(具体的な内容)

宿泊予約者の登録を料金の違う誤ったプランで行い、そのまま請求・領収をしてしまいました。収支日計表など日次帳票での確認を怠ったことで、すでに料金を徴収して日数が経過して判明することが、領収金額の多い、少ないに関わらずありました。収入月計表など月次帳票を確認する際には、宿泊料、食事料の和食、洋食別等の集計金額の突合をしますが、その集計は、旧プランの金額は反映されませんので、日次帳票を集計した額と月計表の間で差異が生じることとなります。この事実が判明した時点におきまして、本来であれば、宿泊者に連絡をして精算を行うべきところを不適正な経理処理を行っていました。

不適正な経理処理方法は、プランの正しい料金との差額を調整するために、領収金額が少ない場合には、実際には一つの例として、一泊二食のプランで朝食を食べているにもかかわらず、一泊夕食に修正をして朝食分の減額を行います。そこで生じます領収金額との差額分を「その他雑収入」を計上していました(事例1)。また、領収金額が多い場合には、正しい料金のプランとした上で差額分を「飲みもの券」や「その他雑収入」として計上していました(事例2)。

その理由については、本来は、このような事案が発生した時点で、返還、徴収のお詫びと説明をしていれば、適正な経理の修正処理を行うことができます。しかしながら、日々の確認を怠っていたことによって、事実の判明が遅れ、該当の方への連絡がしづらくなってしまいました。担当者は、施設側の都合で正しいプランに直す処理を優先してしまい、どのように処理をしたらいいかを起案する必要があるとは考えませんでした。また、上司へは相談もせず、事務部門担当者同士で処理方法の相談を行いました。相談の結果、宿泊プランの内訳の操作を行い、その差額を「その他雑収入」によって調整するという安易な事務処理をしてしまいました。

事例1 (請求モレ)

本来の経理処理
利用料金 21,990円

エコノミー (1泊2食) 8,760円 2人分= 17,520円 飲料 470円
合計 17,990円
一泊朝食 (小人) 4,000円

宿泊予約時の誤登録
利用料金 20,870円

エコノミー (1泊2食) 8,760円 2人分= 17,520円 飲料 470円
合計 17,990円
旧プラン登録 一泊朝食 (小人) 2,880円

不適正な経理処理
誤登録の20,870円の状態を
無理やり現行プランで作成

エコノミー (1泊2食) 1人分= 8,760円 飲料 470円
エコノミー (1泊夕食) 1人分= 7,570円
その他雑収入 70円
一泊朝食 (小人) 4,000円
請求モレ 1,120円

※ 保養所利用助成は考慮していません。

事例2 (返還モレ)

本来の経理処理
利用料金 44,160円

本人請求額 25,160円
保養所利用助成等 18,000円
交通費補助 1,000円
合計 19,000円
返還モレ 500円

宿泊予約時の誤登録
利用料金 44,160円

本人請求額 25,660円
保養所利用助成等 18,000円
交通費補助 500円
合計 18,500円

不適正な経理処理
利用料金 44,660円
本人請求額 25,660円に
合うように架空で請求

本人請求額 25,660円 (アルコール券、その他雑収入含)
アルコール券 400円 (架空分)
その他雑収入 100円 (架空分)
保養所利用助成等 18,000円
交通費補助 1,000円
合計 19,000円

既にご報告いたしました宿泊利用助成等の架空申請(1(1)ア)から、愛知県総務部市町村課の指導によりまして、経理事務等の確認をしている中、日次帳票の売上入金プルーフリストの内容と収入日計表の内容に差異が生じていることから判明いたしました。

(当該事案による影響)

(イ) 平成22年度以前は一部書類を廃棄してしまったため、現存している請求書・領収書から調査を行った結果では、宿泊者に還付しなければいけなかった事案

が、5件2,350円、宿泊者から徴収しなければいけなかった事案が4件3,510円あり、合計9件について正しい請求・領収を行っていませんでした。

(ロ) プラン内容の変更を行うことは、実際に売上げた食事、飲物、アルコール券等と一致しなくなり、各部門からの売上げの報告、在庫等と整合性がとれていません。

(ハ) 間違いが判明した時点で正しい処理を行わず、誤ったまま、施設側の都合で経理上の操作行っていることは、所属所、利用者等からの信用を失うことになります。

イ 利用料金の誤徴収 (別添資料 1-(3)-イ)

平成22年8月～平成22年9月に平日と休日の料金プランの登録を誤ったため、利用料金を誤って徴収していました。その結果、領収誤りによる不足分が1件2,000円、返還分が2件1,500円ありました。

(措置状況)

- ・ 今後、速やかに請求が必要な宿泊者へ連絡し、請求(5,510円)を実施
- ・ 今後、速やかに返還が必要な宿泊者へ連絡し、返還(3,850円)を実施

(4) 不適正な経理事務

ア 仮受消費税の計上誤り (別添資料 1-(4)-ア)

(概要)

平成27年度から平成29年度まで、宿泊システムの予約詳細入力画面に登録されたコードの整理をしようとした際、電算システムによる科目コードの登録誤りにより、食事料として計上すべき2,569,500円を誤って仮受消費税として計上していました。バイキング(小人)の科目コードを本来であれば「食事料(和洋食)」で入力すべきところ、「仮受消費税」と入力してしまいました。このことによりまして、日計表、月計表、年計表のバイキング(小人)の食事料は、本来は本体価格1,500円、奉仕料149円、仮受消費税131円で合計1,780円となるべきところ、本体価格であります1,500円も仮受消費税となってしまう、施設収入として計上すべき額1,500円を仮受消費税として計上していました。

(発覚の経緯)

時期は不確かですが2～3年前に税理士から消費税の額がおかしいという指摘がありましたが、宿泊システムで計算しているから間違いはないと考え、詳しい調査を行いませんでした。改めて平成30年5月に経理係から指摘がありましたので、今回は個人に発行している領収書の控えを再集計したところ、施設収入額と仮受消費税額に差異が生じていることが判明しました。差異が生じているのは、バイキングを実施した日のみであり、利用者には発行している請求・領収書には間違いがありませんでしたので、次に日計科目コードの確認をしたところ、システムの科目コードの登録誤りであったことがわかりました。

(当該事案による影響)

- ・ 宿泊事業の収支への影響

(単位：円)

年度	施設収入(飲食料)		
	修正前	誤りによる計上もれ金額	修正後
平成 27 年度	77,572,353	795,000	78,367,353
平成 28 年度	76,765,269	796,500	77,561,769
平成 29 年度	84,008,873	978,000	84,986,873
計	238,346,495	2,569,500	240,915,995

(措置状況)

- ・ 速やかに消費税の修正申告を実施

イ 決算仕訳の誤り

(概要)

災害保険金の受領は収入として認識すべきものを、費用を打ち消す仕訳をしているものがあるなど、記帳において発生主義で転記できていないものがありました。

(当該事案による影響)

修繕費用について、正しい費用計上ができていないことで修繕費の決算が誤っていました。よって、誤った経理処理で決算をしていたこととなります。決算数値の修正が必要です。

(措置状況)

- ・ 発生主義で転記を行うようルールを策定

ウ 図書カードの決算への不算入(別添資料 1-(4)-ウ)

(概要)

新入学生への図書カード配布する事業のため、図書カードを購入して保管しているにもかかわらず、決算へ計上していませんでした。

(当該事案による影響)

経理に算入すべき棚卸しが行えていませんでした。誤った経理処理で決算をしていたこととなります。決算数値の修正が必要です。

(措置状況)

- ・ 平成 31 年度以降は、図書カード配布事業を廃止

エ 旅費の超過支給

(概要)

シーサイド伊良湖の一般的な宿泊者は、エコノミープラン(1泊8,750円)

を利用していますが、愛知県都市職員共済組合職員が出張してシーサイド伊良湖に宿泊した際の旅費が、恒常的にデラックスプラン（1泊10,800円）で支給をしていました。

（当該事案による影響）

不要に高額な宿泊費を支給していました。直営の施設にかかる旅費（宿泊料）の考え方に問題がありました。

（措置状況）

- ・ シーサイド伊良湖での宿泊における旅費の支給額をエコノミープラン（1泊8,750円）へ見直し済

オ 委託費等の決算額と根拠資料との不突合

（概要）

委託費、委託管理費、負担金の集計表の数値が決算額と違っていました。

（当該事案による影響）

委託費、委託管理費、負担金を誤った集計表で作成しており、委託費、委託管理費、負担金の支出状況が正しく管理できていませんでした。

（措置状況）

- ・ 委託費、委託管理費、負担金の集計表と決算額との突合について、事務処理マニュアルに策定済

（5） 不適正な契約事務

ア 工事関係契約書類の不備

（概要）

修繕工事の契約書または請書が作成されていませんでした。工事の内容、工期、支払時期などが口約束となっていました。

（当該事案による影響）

修繕に関し、依頼から完了までの管理ができていませんでした。

（措置状況）

- ・ 10万円以上の修繕は契約書を作成し、10万円以下の修繕は請書を作成するルールをマニュアルに策定済
- ・ 修繕依頼から支払完了まで管理を行う修繕管理簿を作成済

イ 工事代金の支払遅延

（概要）

工事完了日から支払日まで6か月経過しているものがありました。

（当該事案による影響）

支払が遅延してしまうことで業者との信頼関係を損なうこととなります。修繕に関し、工事完了から支払いまでの管理ができていませんでした。

(措置状況)

- ・ 10 万円以上の修繕は契約書を作成し、10 万円以下の修繕は請書を作成するルールをマニュアルに策定済
- ・ 修繕依頼から支払完了まで管理を行う修繕管理簿を作成済

ウ 工事完了届の日付を職員が記載

(概要)

工事完了届の工事完了日をシーサイド伊良湖職員が記入しているものがありました。

(当該事案による影響)

工事が意図どおり完了しているかの確認が曖昧になっていました。工事完了確認の手続きに問題がありました。

(措置状況)

- ・ 10 万円以上の修繕は契約書を作成し、10 万円以下の修繕は請書を作成するルールをマニュアルに策定済
- ・ 修繕依頼から支払完了まで管理を行う修繕管理簿を作成済

(6) 現金等の不適正な管理

ア 現金の不適切な管理

(概要)

現金出納簿より小口現金残高が4円超過していました。また、簿外で管理している現金1,406円見つかりました。

(当該事案による影響)

簿外の現金になってしまうことで、現金の取扱いに信頼性を欠くことになりました。現金の管理方法に問題がありました。

(措置状況)

- ・ 平成30年度の決算に雑収入で計上済
- ・ 現金等管理マニュアルを新たに策定済

イ 小切手の不適切な管理

(概要)

小切手が金額入り、公印付きの換金可能な状態で、鍵のない保管庫に保管されており、また、振り出した小切手と当座勘定照合表と突合をしていませんでした。

(当該事案による影響)

小切手が担当者以外でも換金できてしまう状況にありました。小切手の管理方法に問題がありました。

(措置状況)

- ・ 担当者、管理・監督者の役割分担、チェック項目、チェック方法等を定めたマニュアルを策定
- ・ 小切手は鍵のある保管庫に保管

ウ 郵便切手・収入印紙の不適切な管理

(概要)

郵便切手の払出簿より切手の枚数が 30 枚 1,520 円分不足していました。一方では、職員個人の机の中などに郵便切手を 68 枚 4,033 円分、収入印紙を 2 枚 400 円分保管していました。また、シーサイド伊良湖では郵便切手をほとんど使用しないにもかかわらず、合計で 74,883 円分の切手を保管していました。

(当該事案による影響)

私用で切手を使用出来てしまう状況にありました。郵便切手・収入印紙の管理方法に問題がありました。

(措置状況)

- ・ シーサイド伊良湖において、郵便は料金後納郵便で処理することとし、切手の取り扱いを廃止済
- ・ 収入印紙は、必要の都度、事務局に必要枚数を申請するルールを策定済